

西宮市行政措置予防接種実施要綱

1. (趣旨)

この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する予防接種以外のもので、西宮市が行政措置として実施する予防接種（以下、「行政措置予防接種」という。）について必要な事項を定める。

2. (行政措置予防接種の対象者及び種類等)

- (1) この要綱に基づく行政措置予防接種の対象者は西宮市に住民登録がある者とする。
- (2) この要綱に基づく行政措置予防接種の種類と対象年齢等は、別表の通りとする。

3. (接種者)

行政措置予防接種は、定期予防接種実施承諾医師のうち、市の要請に応じて行政措置予防接種の実施に協力する旨を承諾した医師（以下「接種医師」という。）が行う。

4. (接種場所)

行政措置予防接種は、原則として接種医師が定期予防接種を行う医療機関（以下「実施医療機関」という。）で個別接種により行う。

5. (接種方法)

- (1) 接種医師は、行政措置予防接種の実施に当たり、その目的、理由、効果、副反応及び健康被害について、行政措置予防接種を受ける者（以下「被接種者」という。）又はその保護者の同意を得た場合に限り接種を行う。
- (2) 行政措置予防接種に使用するワクチンは、実施医療機関が調達したワクチンを使用する。
- (3) 行政措置予防接種の実施に当たっては、予防接種法及びこれに基づく関係法令並びに厚生労働省通知及び厚生労働省の予防接種ガイドライン等検討委員会が作成した「予防接種ガイドライン」に準拠して実施する。
- (4) 接種医師は、接種するワクチンの添付文書の内容をよく理解したうえで実施する。

6. (接種費用)

接種費用は、実施医療機関が定める額を被接種者又はその保護者が実施医療機関に支払う。

7. (接種状況の報告)

接種医師は、行政措置予防接種の「接種種類」、「接種件数」を月単位で集計し、その年度の上半期（4月から9月）実施分をまとめて10月末までに、下半期（10月から3月）実施分をまとめてその翌年度の4月末までに、別紙「実施報告書（行政措置）」により、市に報告するものとする。

8. (健康被害)

- (1) 接種医師は行政措置予防接種を実施したことにより、被接種者に身体障害（死亡もしくは予防接種法施行令別表第二に定める障害に限る。以下「健康被害」という。）が発生した

- 場合は、直ちに市に報告しなければならない。
- (2) 市は、必要があると認めるときは、接種医師に対し、前項に規定する報告のほか、必要な書類の提出を求めることができる。
- (3) 市は、被接種者に健康被害が発生した場合には、西宮市予防接種事故調査委員会または西宮市予防接種健康被害調査委員会の審議に付し、その意見を尊重して措置を講ずるものとする。
- (4) 前項に規定する審議の結果、被接種者の健康被害が行政措置予防接種によるものであると認められ、市が補償を行う必要があるときは、「西宮市予防接種事故災害補償要領」に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。ただし、別表中小児用肺炎球菌（13価ワクチン補助的追加接種）の項を削除する改正は平成29年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表

予防接種の種類	対象年齢等
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	1歳以上
B型肝炎	1歳以上
麻しん風しん混合、麻しん（単）、風しん（単）	1歳以上で定期接種対象者以外
水痘	3歳以上
三種混合	定期接種が完了しており、7歳半までに5回目として任意接種を受ける者
不活化ポリオ	定期接種が完了しており、7歳半までに5回目として任意接種を受ける者
帯状疱疹	50歳以上
成人用肺炎球菌（23価）	65歳以上（ただし、定期接種対象者以外で本ワクチンを未接種の者に限る。）